

○執行機関の附属機関に関する条例

昭和32年3月29日条例第302号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項（附属機関の設置）に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年12月14日条例第398号）

この条例は、公布の日から施行する。

(途中省略)

附 則（平成27年8月7日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担当事務
市長	吹田市住宅審議会	市営住宅の建設及び管理に関する事項、住宅施策に関する重要事項等についての調査審議に関する事務
	吹田市市税審議会	市税の賦課徴収についての調査審議に関する事務
	吹田市下水道事業 受益者負担金審査	都市計画下水道事業受益者負担金の減免基準についての調査審議に関する事項

委員会	
吹田市総合計画審議会	市の総合計画審議に関する事務
吹田市特別職報酬等審議会	市特別職の報酬等の額についての審議に関する事務
吹田市青少年問題協議会	青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
吹田市医療審議会	医療関係諸問題についての調査審議に関する事項
吹田市立総合福祉会館及び吹田市立保健センター運営審議会	総合福祉会館及び保健センターの運営についての審議に関する事項
吹田市福祉審議会	社会福祉に係る重要な事項についての調査審議に関する事項
吹田市水道事業経営審議会	水道事業経営についての調査審議に関する事項
吹田市地元企業等共同研究開発事業認定審査会	地元企業等共同研究開発事業の補助の対象となる事業の認定についての審議に関する事項
J O B ナビすいた運営業務委託事業者選定委員会	J O B ナビすいた運営業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項
吹田市公害診療報酬審査委員会	公害診療報酬についての審査に関する事項
吹田市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進についての調査審議に関する事項
吹田市介護保険施設等選定委員会	介護保険施設等の選定についての審議に関する事項

	吹田市障がい者施策推進委員会	障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進についての調査審議に関する事項
	吹田市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因する健康被害についての調査審議に関する事項
	吹田市営住宅民間資金等活用事業者選定等委員会	民間資金等の活用による市営住宅の整備に係る実施方針の策定並びに事業及び事業者の選定についての調査審議に関する事項
	吹田市適正職務等第三者審査委員会	一般職の職員の法令等に違反する疑いのある行為並びに分限処分及び懲戒処分についての調査審議に関する事項
	吹田市入札等監視委員会	入札及び契約についての調査審議に関する事項
	吹田市民営化保育所移管先選定委員会	民営化する吹田市立保育所の移管先の選定についての調査審議に関する事項
	吹田市立総合福祉会館生活介護施設運営業務委託事業者選定委員会	総合福祉会館生活介護施設の選定についての審議に関する事項
	吹田市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会	地域包括支援センター運営業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項
教育委員会	吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会	義務教育諸学校の教科用図書の選定についての調査審議に関する事項
	吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会	小学校給食調理等業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項

	吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会	図書館窓口等業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項
	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会	青少年交流活動支援業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項